

令和 7 年 1 1 月 7 日

介護サービス情報の公表

報告対象事業所管理者 様

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課長

(公 印 省 略)

令和 7 年度「介護サービス情報」の報告について（依頼）

平素から、介護保険事業の推進については、格別のご理解とご協力をいただき、お礼申し上げます。
介護保険法第 115 条の 35 の規定により、介護サービス事業者は、介護サービスを利用する者等が介護サービス事業者を主体的かつ適切に選択できるよう、その情報をインターネット等で報告することとされています。

つきましては、下記の**報告システム(事業所向け)ログイン**からアクセスし、当該システムから入力することにより、報告してください。

なお、報告及び公表された情報に疑義等が生じた場合、「岡山市『介護サービス情報の公表』制度における調査に関する指針」に基づく市の調査が行われることがありますので、ご承知置きください。

記

1 報告項目

(1) 必須項目

- ・ 基本情報
- ・ 運営情報
- ・ 事業所等の財務状況が分かる書類

(運営情報及び事業所等の財務状況が分かる書類の報告については、新規の事業所は、翌年度以降の入力となります。実績がない場合は、0 かー (ハイフン) を入力してください。)

(2) 任意項目

- ・ 事業所の特色
- ・ 市独自項目

裏に続く

2 報告方法等

- (1) 「報告簡単操作ガイド」を参照の上、入力してください。

報告システム(事業所向け)ログイン

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/33/>

I D 事業所番号

パスワード 別紙のお知らせに記載してあります。

サービスコード 別紙のお知らせに記載してあります。

- (2) 報告期限 令和7年11月30日(日)

報告が集中することが想定されるため、早めの報告入力をお願いします。

3 公表時期

原則として、報告の翌月に公表します。(ただし、報告必須項目に入力漏れや修正が必要な場合には、追加入力又は修正入力完了後に公表します。)

4 送付資料

- (1) 「I D・パスワードのお知らせ」
- (2) 報告依頼文
- (3) 報告簡単操作ガイド
- (4) 災害時情報共有システムに関するお知らせ

5 その他

岡山市介護サービス情報公表計画・岡山市「介護サービス情報の公表」制度における調査に関する指針・事業所向け操作マニュアル・報告簡単操作ガイド・「介護サービス情報の公表」制度の仕組みは、岡山市事業者指導課のホームページへ掲載していますので、参照、ダウンロードしてください。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000008015.html>

6 報告先 岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課

700-0913 岡山市北区大供三丁目1-18 K S B会館4階

Tel : 086-212-1012 (訪問居宅事業者係)

Tel : 086-212-1013 (通所事業者係)

Tel : 086-212-1014 (施設係)

Fax : 086-221-3010 E-mail : jigyouhasidou@city.okayama.jp